

女性差別撤廃委員会

ベルギーの第7次報告に関する総括所見(抜粋)

CEDAW/C/BEL/CO/7 2014年11月7日

女性に対する暴力

20. 委員会は懸念を持って留意する。

(C) 外国人法が、非正規または家族の再統合に基づく在留許可を待っているドメスティック・バイオレンスの女性被害者に仮滞在を認めなかったこと。加えて、委員会は、締約国が上記のような事例において本国送還はありえず、女性が人道的配慮に基づいた在留許可申請を行えると示唆していることに注目する一方で、委員会は被害者たちが本国送還の恐れから、ドメスティック・バイオレンス被害を通報できなくなることを憂慮している。

21. 委員会は締約国に勧告する：

(C)外国人法を改正する。： (i) 非正規または家族の再統合に基づく在留許可を待っている移住女性のドメスティック・バイオレンス被害者に仮滞在を認めること、そして (ii) 家族再統合のために在留許可を持っているドメスティック・バイオレンス被害者や夫から逃れようとしている移住女性は、自分で在留許可を得るのに、彼女が雇用されているか、自営か、在留許可を受けるために十分な手段で最低限の生活を送れるかを証明する必要がなくなるよう確保する。そして、新しい法規定が採択されたら、その存在について移住女性の認知を高めること。

不利な立場におかれた女性グループ

36. 委員会は、性別や民族的、宗教的背景等その他の要因に基づく複合的・交差的形態の差別を含む移住女性に対する差別が、世間一般と移住者コミュニティ内の双方において続いていることを憂慮する。

37. 委員会は、世間一般と移住者コミュニティの双方において、複合的・交差的差別を含めた移民女性に対する差別を撤廃する措置を取り、民族的・宗教的マイノリティに属する女性の肯定的イメージを高めていくよう締約国に勧告する。

38. 委員会は高齢女性が直面している高齢の女性化と複合的形態の差別の増加を懸念をもって留意する。

39. 高齢女性とその人権保護に関する一般的勧告 27 (2010年) に沿って、委員会は、締約国が高齢女性の不安定な状況に特別な注意を払い、貧困や孤立を防ぐために彼女たちの健康や経済的・心理的状況に適切に対処する措置を策定し、高齢女性、特に単身の高齢女性や家族の支援がない高齢女性のニーズに合ったケア施設が利用可能となることを確保するよう締約国に勧告する。

中国の第7・8次報告に関する総括所見(抜粋)

CEDAW/C/CHN/CO/7-8

政治的・公的生活における参加

30. (中略) 委員会はまた、チベット人やウイグル族のような民族的・宗教的マイノリティ女性や、農村や国内移住女性が、意思決定の地位に十分代表されていないことを憂慮する。委員会はさらに、独自で選挙に立候補する女性は虐待や暴力の対象となるとの報告に深く憂慮する。

31. 委員会は前回の勧告(CEDAW/C/CHN/CO/6, para. 26)を繰り返し、締約国に求める。

(e)民族的・宗教的マイノリティ女性の参加を促進し、容易にする特別措置を通じて、国家人権行動計画の実施を確保するよう、締約国に勧告する。

複合的形態の差別

委員会は、チベットやウイグルの女性のような民族的・宗教的マイノリティ女性や障害をもつ女性が、複合的・交差的形態の差別を受け続けているという報告に懸念する。委員会は、民族的・宗教的マイノリティ女性が、引き続き健康、教育、雇用への限られたアクセスしかないことを特に懸念する。

47. 委員会は締約国が、民族的・宗教的マイノリティ女性や障害のある女性が経験する複合的・交差的形態の差別を撤廃するための取り組みを積極的に進めるよう要求する。それは、健康・教育・雇用へのアクセス、公的生活への参加、そして文化的アイデンティティや慣習の享有に影響を及ぼす

ブルネイの第1・2次報告に関する総括所見(抜粋)

CEDAW/C/BRN/CO/1-2 2014年11月7日

不利な立場におかれた女性グループ

36. 委員会は複合的・交差的形態の差別に直面している女性、特に障害のある女性、女性移住労働者、女性家庭内労働者、無国籍女性たちの状況を憂慮している。

37. 委員会は締約国に対し以下の通り勧告する。

(a)複合的・交差的形態の差別を受ける女性、とりわけ障害のある女性、女性移住労働者、女性家内労働者、無国籍女性に平等な権利と機会を確保するため、条約第4条1段落及び委員会の一般的勧告25(2004年)にある暫定的特別措置を含む措置をとること。

(b) これらの女性のために教育、雇用、医療へのアクセスを向上させるための、また彼女たちを暴力、虐待、搾取から保護するための措置をとること。そして、

(c) これらの女性グループが社会統合を促進するための政策的枠組みを設置すること。